

「広東省食品安全条例」

※本資料の利用にあたって

本資料は仮訳の部分を含まず。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものでないことを予めご了承下さい。

広東省食品安全条例

(2007年11月30日広東省第十期人民代表大会常務委員会第三十五回大会にて可決され、2007年11月30日に公布、2008年1月1日から施行される。)

第一章 総 則

第一条 健全な食品安全保障制度の確立と責任の明確化、食の安全監督管理の強化、人体の健康と生命の安全の保障を目的に、国家の関連法律と法規に基づき、広東省の実情に合わせて、本条例を制定する。

第二条 本条例は、広東省行政地域内の食品生産者・販売者・飲食店経営者・その監督管理者に適用される。

一次農産物の栽培・飼育などの生産活動及びその監督管理は『中華人民共和国農産物品質安全法』などの法規に従って執り行う。

食品添加剤・食品包装材と容器・食品用道具・設備の生産と販売、酒類・食塩の生産経営と監督管理、豚の屠殺の監督管理は国家と省の関連法規に従って執り行う。

食品の輸出入の監督管理は国家の関連法規に従って執り行う。

第三条 県レベル以上の人民政府は、当該行政区域内の食品安全監督管理に責任を持ち、行政区域内の食品安全監督管理業務を統一して指導し、健全な食品安全監督管理協定のメカニズムと責任制を確立する。

県レベル以上の人民政府は、食品安全業務を国民経済と社会の発展計画に組み入れ、財政投入額を徐々に増やして、食品安全監督管理の業務の充実と監督管理能力およびレベルの向上のため、食品安全監督管理施設の建設を強化する。

第四条 省の人民政府が担当する食品安全総合監督責任部門（以下食品安全総合監督担当部門と称する）は、商品安全業務の総合監督と組織の協調に責任を持つ。

県レベル以上の人民政府の農業・海洋・漁業・品質技術監督・衛生・工商・食品用薬品などの行政管理部門（以下食品安全監督管理部門と称する）は、本条例と省の人民政府が定めた職責に基づき、食品生産・販売・飲食店経営活動に対する監督管理を実施する。

省の人民政府は法に基づき食品安全監督管理部門と食品安全総合監督担当部門の職務を調整する。

省の人民政府は、食品安全監督管理部門と食品安全総合監督担当部門の具体的な職務を適時公表する。

第五条 県レベル以上の人民政府の監察機関は、食品安全総合監督担当部門と食品安全監督管理部門が本条例を執行している状況の監督と検査を行わなければならない。

第六条 食品生産者・販売者・飲食店経営者は食品安全に関する第一責任者であり、必ず法に基づいて生産経営活動を行わなければならない。

第七条 各レベルの人民政府は、科学研究機関や高等教育機関、食品生産経営者が行っている食品安全科学技術と応用研究を奨励し、先進技術管理規範を取り入れて食品加工技術を改善し、食の安全を高めなければならない。

第八条 各レベルの人民政府と関係行政管理部门は食品安全に関する法律や法規と知識を広める教育を強化しなければならない。

企業や団体は食品安全に関する法律や法規と知識を広める普及活動を繰り返し広げなければならない。

ラジオ・テレビ局と新聞、雑誌、インターネットのサイトなどのメディアは求めに応じて、食品安全に関する法律や法規と公共広告を放送もしくは掲載し、食品安全に関する知識を広めなければならない。

第九条 消費者は食品安全に関する意識を高め、健康的な食習慣を養い、安全ではない食品を購入し飲食してはならない。

消費者協会とその他の消費者組織は法に基づいて消費者の権利と利益を守らなければならない。

食品業協会は、業界の規範を確立し、信用を得られるような自主管理を実行し、会員もこれに協力しなければならない。

第十条 いかなる個人または団体も、食品安全に関する法律や法規の違反行為を食品安全監督管理部門に訴え、通報する権利を有する。また、食品安全監督管理部門からの情報を理解し、その業務に対し意見や提案を述べる権利も有する。

第二章 食品生産、販売、飲食店経営

第一節 一般規定

第十一条 食品生産、販売、飲食店経営に従事している団体と個人は、法律と行政法規に基づき許可証を取得し、生産経営場所の目につく場所に掲示しなければならない。

食品生産者、販売者、飲食店経営者が生産販売する食品は、食品国家基準・業界基準・地方基準を満たし、法律や法規で生産を禁じている食品を生産販売してはならない。

第十二条 食品生産、販売、飲食店経営の経営活動場所（工場）・施設・衛生環境は法律と法規に定めた条件を満たし、健全な食品安全管理制度を確立していなければならない。

第十三条 食品とその包装には法に基づいて表示をつけなければならない。包装表示と説明書は法律や法規、および強制力のある要求基準に合致しなければならない。

事前包装する食品は包装の上に、生産者名・住所・食品名・生産日・品質保証期間・保存条件・添加剤（使用したすべての）・成分表または配合材料表・バーコード・使用基準などを明記する。

ばら売りの食品は、外側のパッケージか容器の目に付く場所に、食品名・主な成分・生産日・品質保証期間・生産者名・住所などを明示する。

生産委託した食品は、委託生産者の名称・住所・許可証番号などを明記する。

食品包装の表示と説明書には、疾病の予防と治療効果があることを明記してはならないし、暗示してもならない。非保健食品は保健作用があることを明示しても暗示してもならない。

第十四条 食品生産者、販売者、飲食店経営者は、従業員が毎年健康診断を受けるような健康管理制度を確立しなければならない。

食品安全を脅かす伝染病の感染者やその他の疾病の患者が経口食品の作業に従事することを禁じる。

第十五条 食品の貯蔵と輸送には安全で無害且つ清潔な道具と設備、容器を用いる。貯蔵場所と輸送車両に、農薬や化学肥料などの有害物質の保存や残留があってはならない。また、食品安全を保障するための温度や湿度、その他の基準などをすべて満たしていなければならない。

食品の貯蔵と輸送に使用する鮮度保持剤や防腐剤などは、強制力のある国家基準に合致しなければならない。

第十六条 食品生産者、販売者、飲食店経営者は、消費者の食品安全に関する訴えを適時処理し、その処理記録を最低二年間は保存しなければならない。

第二節 食品生産

第十七条 食品生産者は、原料入荷の検収制度を確立し、検収に合格しない原料を生産に投じてはならない。

以下の材料を使用して食品を生産してはならない。1、食用ではないもの：2、違法に手に入れたもの：3、基準を満たしていないもの。

薬品を加えて食品を生産してはならない。ただし、国家の関連規定による薬品と食品を兼ねた原料、調味料、栄養補助食品に加える場合を除く。

第十八条 食品生産者は完全な生産記録書類の作成システムを確立しなければならない。食品生産記録書類は、食品の品質保証期間が過ぎた後も最低2年間は保存する。

食品生産記録書類の主な内容は、(一)原料の入荷検収記録(原料名・規格・ロット番号・生産者・供給者・数量・購入日・品質保証期間・貯蔵/保管条件などを含む)；(二)食品生産記録(材料投入状況・生産プロセス・生産数量などを含む)；(三)食品検査記録(食品と原料の検査状況とデータ)；(四)食品販売記録(販売対象・数量・生産回数・生産日などを含む)；(五)不合格食品の処理記録(生産日・数量・生産回数・原因・措置・処理結果を含む)。

第十九条 食品生産者が生産した食品は、検査に合格したのち、はじめて販売することができる。検査を受けていない食品や不合格の食品は、生産者が合格証明書を取得できないので、販売してはならない。

第二十条 食品の生産を委託する場合、その食品を生産する資格を法に従って取得した企業に委託しなければならない。

受託方は委託方の営業許可証と特殊食品認定証書などの関連文書を検査し、登録商標の表示がある場合、委託方の登録商標特許権証明書を検査しなければならない。

第三節 食品販売

第二十一条 食品販売者は、法に従って食品生産と販売許可を得た個人または団体から食品を買い入れる。基準を満たさない食品・品質保証期間を過ぎた食品・国家が販売を禁止した食品を買い入れて販売してはならない。

食品販売者は、入荷検査システム・入荷台帳・保存文書の管理・証書などの確認制度を確立し、これを執行しなければならない。食品を買い入れるときは、ロット数にしたがって買い入れる食品の検査検疫合格証明と生産地証明を調べ、包装食品の表示と説明書が法定基準を満たしていれば、関連証明書の原本かコピーを保存する。

食品の卸売人は食品販売台帳を作成し、販売した食品の種類・規格・数量・販売先・

供給業者との連絡方法などを記録する。

食品の入荷台帳と販売台帳などの記録文書は、最低 2 年間は保存し、偽造してはならない。

第二十二條 食品市場の経営者、またサービス管理機構は、相応の設備と施設を備え、衛生的で清潔な市場の環境を確保しなければならない。場内の目立つ位置に食品安全の公共ポスターを掲げ、主に穀類・イモ類・豆類・野菜・果物・肉・卵などの食品を検査し、その結果を公表する。

食品市場の開設者、またサービス管理機構は、市場内の食品品質安全責任制度を確立し、市場に入る販売者の経営資格を審査しなければならない。また、市場内の経営者と食品安全契約を取り交わし、経営者の入荷台帳と買い入れた食品の検査制度を指導する。

食品市場の開設者、またサービス管理機構は、法に基づいて販売するように食品の販売者を監督し、販売環境・条件・販売する食品が法の要求を満たしているかどうかを定期的に検査する。規定に合わない食品は回収するように指導する。違法行為を発見したときは、直ちに制止し、関係する食品安全監督管理部門に報告する。

第四節 飲食店経営

第二十三條 飲食店経営者は以下の規定を遵守しなければならない。(一) 法に従って食品生産・販売許可を得た個人または団体から食品と原料を買い入れる。(二) 本条例第二十一条の規定に従って買い入れた食品と原料を検査し、買い入れ記録を作成する。(三) 食品加工は、国家の関連規範に従って行う。(四) 無毒・無害・清潔な食器を使用する。(五) 従業員は国家の衛生基準を満たす。(六) テイクアウト食品はパッケージの目立つ場所に食品加工の時間と品質保証期間を明記する

第二十四條 飲食店経営者は、提供した食品の中に官能検査での異常を確かに発見したり、その報告を受けたりした場合、または変質が疑われる場合、速やかに処理しなければならない。

第二十五條 食堂経営の法定代表者か、その主な責任者は、経営する食堂の食品安全に責任を負わなければならない。

第三章 食品安全保障

第一節 食品安全リスク検査と評価

第二十六条 省の人民政府は食品安全リスク検査と評価制度を確立し、食品安全に潜む、もしくは潜んでいる可能性があるリスクを分析し、評価しなければならない。

省の人民政府の食品安全総合監督担当部門は、関係食品安全監督管理部門とともに、食品安全リスク検査の計画方案を制定し実施する。

第二十七条 食品安全総合監督担当部門は、食品安全リスク検査状況に基づき、専門家を組織して安全評価を行い、その結果を食品安全監督管理部門に報告しなければならない。

食品安全監督管理部門は、評価結果に基づき法に従って管理措置をとり、国家の関連規定に基づいて高リスク食品を重点監督管理食品と定める。

第二節 食品基準

第二十八条 県レベル以上の人民政府の標準化行政主管部門が食品の国家基準と業界基準の実施を手配し、食品安全監督管理部門が部門と業界を組織して国家基準と業界基準を実施させなければならない。

第二十九条 国家基準も業界基準もないが、広東省行政区域内で食品安全と衛生技術などを統一する必要がある下記の事項は、省人民政府の標準化行政主管部門が速やかに地方基準を制定しなければならない。(一) 食品中の病原性微生物、農産物もしくは畜産物の残留薬物などの制限基準；(二) 食品安全に関わる質の規定；(三) 食品生産経営過程での衛生基準；(四) 乳幼児専用栄養補助食品の成分規定；(五) 食品基準の制定の必要があるその他の事項。

省人民政府の標準化行政主管部門は、関係する食品安全監督管理部門と前項の規定について年度の食品地方基準計画を作成し、食品の種類と数量を制定する。法に基づいて実施するが、国家基準と業界基準が公布されれば、地方基準はその後廃止となる。

第三十条 省人民政府の標準化行政主管部門は、地方基準の実施効果を定期的に追跡調査し、現行の基準に修正や廃止の必要があれば適切に処理しなければならない。

地方基準の制定・改正・廃止は公布し、一般からの質問に応じる。

第三十一条 省人民政府の標準化行政主管部門が制定し、改正や廃止を行う食品の地方基準は、食品安全リスク検査と評価結果を踏まえ、専門家の論証とともに関連する食品

安全監督管理部門と業界、企業、消費者からの意見も参考にしなければならない。

いかなる組織や個人も、省人民政府の標準化行政主管部門に対し、地方基準の制定と改定に関する意見を提出することができる。

第三十二条 食品生産は国家標準と業界標準、地方標準に符合していなければならない。

国家基準と業界基準、地方基準がすでにある場合、食品生産者は国家基準と業界基準、地方基準を厳格に遵守した企業基準を制定する。

国家基準と業界基準、地方基準がない場合、食品生産者は企業基準を制定し、所在地の最小レベルの人民政府標準化行政主管部門と関連行政部門に申告する。標準化行政主管部門は企業基準の制定を促進し、その実施を監督する。

第三節 食品検査測定

第三十三条 県レベル以上の人民政府は、統一した食品安全検査システムを構築し、検査能力を高めなければならない。

民間の検査機関と高等教育機関、科学研究機関が設立した検査機関が食品検査サービスを提供することを奨励する。

第三十四条 食品生産者は検査制度を確立し、生産した食品の検査を行わなければならない。検査能力を持たない場合、法的な資格を持つ検査機関に委託することができる。

食用農産物の卸売市場の開設者は、農産物品質安全検査機関を設立するか、または検査機関に委託して、販売する食用農産物の検査を行い、その結果を公表しなければならない。

第三十五条 食品検査機関は法に基づいて資格を取得し、検査の条件と能力を備えていなければならない。

第三十六条 食品検査機関が行う検査は、指定検査人が独立して行い、報告書には検査人の署名捺印と検査機関の公章がなければならない。

食品検査機関と検査人は法律と法規を遵守し、関連基準に基づき客観的且つ公正に検査結果を提出し、その報告書に責任を負い、虚偽の報告書を提出してはならない。

第三十七条 食品検査を行う過程で、地方基準の制定・リスク評価の実施・監督管理の実施が必要な場合、法に基づいて執り行われなければならない。

食品安全監督管理部門は互いに食品の検査状況を報告しあい、関係する食品安全監督管理部門は同一生産の食品の検査データを直接利用することができる。

第四節 食品の回収

第三十八条 食品生産者は、自主検査と消費者からの報告や訴えを通して、生産した食品の安全性に問題があり、人体に有害であるかもしれないと知ったときは、国家の関連規定に基づき速やかに調査と評価を行い、安全ではない食品かどうかを判定しなければならない。

安全な食品ではないと評価した場合、生産者は国家の関連規定に基づき食品を回収する。

第三十九条 下記に該当する場合、食品安全監督管理部門は食品生産者に、安全ではない食品の回収を期限内に責任を持って行うように命じなければならない。(一) 本条例第三十八条の規定によらずに回収した場合；(二) 安全性に問題があることを故意に隠した場合；(三) 生産者の過失により安全性の問題の拡大と再発を招いた場合；(四) 抜き取り検査で安全性に問題があることが分かり、人体に有害である可能性がある場合。

第四十条 食品生産者は、安全性に問題がある食品の回収の必要があると確認した日、または回収命令の通知を受け取った日にその情報を発表し、食品販売者と飲食経営者に販売の停止、消費者に食用の停止を通知するとともに、省人民政府の食品安全監督管理部門に回収の計画書を提出し、回収の進度に応じて段階的に回収状況を報告しなければならない。

食品の販売者と飲食経営者は通知を受けた後、速やかに販売を停止する。

第四十一条 食品の販売者と飲食店経営者は販売する食品の安全性に問題があり、人体に有害かもしれないことを発見した場合、速やかに販売を中止するとともに、生産者と供給業者に通知し、食品安全監督管理部門に報告しなければならない。

第四十二条 食品生産者は、回収した食品の種類・規格・ロット番号・数量・時間・場所などの内容を記録して保管し、回収費用を負担しなければならない。

食品生産者は、安全性に問題がある食品に速やかに無害化の措置を施し、回収食品を法に基づいて処分する場合、以下の方法で処分する。食品表示に欠陥がある場合、または改善後は強制力のある法律の規定を満たす場合、省人民政府の食品安全監督管理部門の評価を受け、その承認があれば、市場に戻ることができる。

食品生産者は、回収後 10 日以内に記録資料と改善措置を食品安全監督管理部門に報告する。

第四十三条 食品安全監督管理部門は、食品生産者の回収状況を監督し、回収結果に対して評価を行わなければならない。

第四十四条 食品回収の具体的な管理は、本条例と国家の関連規定に基づき、省人民政府が別途制定する。

第五節 食品安全情報の管理

第四十五条 県レベル以上の人民政府は、食品安全情報の通報制度と統一発布制度を制定し、健全な食品安全情報の管理システムを構築しなければならない。

県レベル以上の人民政府の食品安全総合監督を担当する部門は、当該行政区域内の食品安全情報を収集して分析し、全体的な状況と重大な食品事故情報、食品安全に関するその他の情報などを発表する。その他の食品安全監督管理部門は食品安全総合監督を担当する部門に本条例第四十六条に規定した食品安全情報を提供する。

情報が関係部門の管理事項に関わる場合、または同一事項なのに内容が一致しない場合、食品安全総合監督を担当する部門が統一して発表するか、または関係する食品安全監督管理部門と連名で発表する。

第四十六条 食品安全監督管理部門は、政府のホームページや記者会見などメディアを通して以下の食品の安全情報を発表しなければならない。(一) 食品安全総合監督を担当する部門と食品安全監督管理部門の具体的な職務；(二) 食品基準；(三) 食品安全状況の評価結果と高リスク食品リスト；(四) 食品生産・販売・飲食店経営許可証の発行情報と抜き打ち検査、その他の管理情報；(五) 食品回収情報；(六) 食品安全警告と事故の処理情報；(七) 法律や法規に規定したその他の食品安全情報。

食品安全監督管理部門は食品安全の情報を発表する前に、食品安全総合監督を担当する部門とその他の関連部門に必ず報告する。

第四十七条 食品安全監督管理部門は最低でも四半期に 1 度は食品安全情報を発表するが、重大情報の場合は速やかに、または重要な祝祭日がある場合はその前に発表しなければならない。

第四十八条 ニュースメディアが法に基づいて世論を喚起し、監督することを奨励す

る。

ニュースメディアは、客観的且つ正確な食品安全情報を報道しなければならない。誇大報道や虚偽の報道で、よくない影響を与える場合は、速やかに修正し、影響を取り除く。

第六節 食品安全事故の予防と処理

第四十九条 県レベル以上の人民政府は、法律や上級法規と上級レベルの人民政府の食品安全事故対策案に基づいて、当該行政区域内の食品安全事故の応急事故対策案を制定し、適時発表しなければならない。

食品生産者・販売者・飲食店経営者は現地の人民政府が発表した食品安全事故の応急事故対策案にしたがって、各々独自の応急事故対策案を制定し、安全管理の実施状況を定期的に検査し潜在的な危険性を除去する。

第五十条 たとえ潜在的であろうとも、安全性に問題がある食品は、食品安全監督管理部門が速やかに警告情報を発表しなければならない。重大事故を引き起こす可能性がある場合、食品安全総合監督を担当する部門が現地の人民政府と直属の上級人民政府の食品安全総合監督担当部門に報告し、速やかな予防措置をとる。

第五十一条 中毒事故の場合、事故を起こした組織が食品安全事故処理方策に従って速やかに処理し、事故発生地 of 県レベル以上の人民政府と食品安全監督管理部門に報告しなければならない。疾病の発生など重大事故の場合、事故を起こした事業体組織が事故発生地の疾病予防機関に報告する。

自部門で処理する事故ではない場合、報告を受けた部門が処理権のある部門に事故報告書を転送し、報告者にその旨を通知する。

第五十二条 事故発生地の人民政府と関係食品安全監督管理部門は報告書を受け取った後、関連規定に従って救援活動を始めるなど事故応急方策を実行し、追跡調査をしなければならない。また、各自の職務に応じて下記の措置をとる。(一) 安全性に問題がある食品とその原料を差し押さえ、密封保存する；(二) 汚染された食品の道具と設備を差し押さえ、密封保存する；(三) 安全性に問題がある食品を発表し、消費者に購入停止を呼びかける；(四) 事故を起こした事業体組織が、安全性に問題がある食品に処分と無害化措置を施し、汚染された道具と設備を洗浄消毒したかどうかを監督する；(五) 法律・法規に規定したその他の必要な措置を実施する。

県レベル以上の疾病予防機関は食品安全事故発生の報告書を受け取った後、事故現場の衛生処理を行い、病理学調査を実施する。前項の制御措置が必要な場合、関係する食品

安全監督管理部門に意見書を提出する。

第五十三条 重大事故発生時、食品安全総合監督担当部門は、発生の原因と責任を明らかにするため関連行政管理部门と専門家を組織し、人民政府に調査意見書を提出するとともに、直属の上級人民政府の食品安全総合監督担当部門に報告しなければならない。

第四章 食品安全監督管理

第五十四条 県レベル以上の人民政府の食品安全総合監督担当部門は、関係する食品安全監督管理部門と当該行政区域内の年間食品安全監督検査方策を制定し、重要点・重点場所・重点品目の監督を強化しなければならない。

食品安全監督管理部門は、年間食品安全監督検査方策に基づき、当年度の食品監督の抜き取り検査計画を制定し実施する。抜き取り検査計画は、その範囲・品目・数量・検査内容などを公表する。

第五十五条 食品安全監督管理部門は日常の監督を強化し、抜き取り検査を行い、食品の安全に違法な行為があった場合は適時是正しなければならない。安全性に問題があるとの報告を受けたときは、その食品の監督と抜き取り検査を速やかに行う。

食品安全監督管理部門は監督と抜き取り検査を行う際には、検査日・検査者・内容・結果などの事実をありのままに記録し、検査者と食品生産者・販売者・飲食店経営者が署名する。検査記録は公開し、いつでも閲覧できる。

第五十六条 食品安全監督管理部門は、許可証交付状況・監督状況・抜き取り検査状況などを記録した食品生産者・販売者・飲食店経営者の保存文書を作成しなければならない。

食品安全監督管理部門は、保存記録と国家及び省の関連規定により企業の食品安全信用等級を決定し、信用度が低い企業は抜き取り検査の回数を増やすなどの措置を取り、監督を強化する。

第五十七条 食品安全監督管理部門は、食品安全の監督検査の公開制度を確立し、食品生産者・販売者・飲食経営者のコンプライアンス状況を公表しなければならない。また、許可証を取り上げられた食品生産者・販売者・飲食店経営者のリストは、当地の主要なメディアが公表する。

第五十八条 食品安全監督管理部門は検査と監督を行う際には、関連機関との連絡を

密にして、不合格や安全性に問題がある食品などに関連する情報を関連する食品安全監督管理部門に速やかに報告しなければならない。監督検査は一括して行い、共同で検査する。

監督と検査を行った食品安全監督管理部門が、違法行為を発見し、他の食品安全監督管理部門の職務に属す違法行為であると発見した場合、監督権のある管理部門に速やかに書面で通知し、関係資料を提出する。職権のある部門は適切に処理し、責任を押し付けてはならない。

第五十九条 食品安全監督管理部門は、関係する技術標準と規範を満たし、国家が規定したプロセスと方法に従って、サンプルの抜き取り検査を行わなければならない

食品安全監督管理部門が実施する抜き取り検査は、食品生産者・販売者・飲食店経営者から費用を受け取ってはならず、かかった費用は管理部門の支出とする。検査結果に異議がある当事者は、関連規定により再検査を申請することができる。

第六十条 食品安全監督管理部門は、食品安全の違法行為の疑いを調査するときに、以下の職権を行使できる。(一) 検査のための生産経営場所への進入；(二) 契約書や証明書、帳簿、その他の関連資料などの閲覧・コピー・差し押さえ；(三) 法定基準を満たさない食品と違法使用した原料・補助材料・添加物・農薬、違法生産に用いた道具と設備の差し押さえ；(四) 人体に有害な物質を生産した場所の封鎖。

第六十一条 食品安全監督管理部門は、不正や収賄をせずに丁寧な態度で法に従って職務を履行し、検査を行うときには、企業の正常な生産活動を妨げてはならない。賄賂を受け取ったり、その他の利益を図ったりしてはならない

第六十二条 食品生産者・販売者・飲食店経営者は、食品安全監督管理部門が行う監督と抜き取り検査に協力し、規定に違反した再検査は拒絶する権利を有する。また、関連部門に訴えることができる。

第六十三条 食品安全監督管理部門は、電話番号とメールアドレスを公表し、食品安全の訴えを速やかに調査し、回答しなければならない。職務範囲でない場合は、他の食品安全監督管理部門に通報資料を転送し、通報者にその旨を通知する。

第五章 法律責任

第六十四条 県レベル以上の人民政府が食品安全の監督管理指導を行わず、当該行政区域内に食品安全事故が発生し、深刻な影響を引き起こした場合、政府の主な責任者と直

接の責任がある主管者は法に基づいた処分を受ける。

第六十五条 食品安全監督管理部門が下記に該当する場合、現地の人民政府と上級人民政府の主管部門が責任を持って改正する。深刻な結果を招いた場合、その主な担当者と直接の責任がある主管者、直接の責任があるその他の担当者が法的処分を受ける。犯罪になる場合は刑事責任を追及される。(一) 法定検査の職務を履行しなかった場合；(二) 規定に違反した抜き取り検査を実施した場合；(三) 違法行為に対し、速やかな処理を行わず、責任を転嫁した場合；(四) 食品安全事故と事故の隠蔽を発見した場合、もしくは通報を受けた場合において速やかな措置をとらず、報告も調査も行わなかった場合；(五) 食品の安全情報を規定どおりに公表しなかった場合；(六) 監督や抜き取り検査時に、食品生産者・販売者・飲食店経営者から費用や賄賂、またはその他の利益を受け取った場合；(七) 職責を軽んじて、職権を乱用し、私情にとらわれて不正行為を行った場合。

第六十六条 食品生産者・販売者・飲食店経営者が、本条例の規定に違反して下記の行為があった場合、食品安全監督管理部門は違法所得と完成品・半製品・違法生産に使用した道具と設備・原材料などの物品を没収し、違法生産による販売金額が 5 千元未満の場合、5 万元の罰金を科す。5 千元以上 1 万元未満の場合、10 万元の罰金を、1 万元以上の場合、違法生産で得た金額の 10 倍以上 20 倍以下の罰金を科す。重大な結果を引き起こした場合、許可証を取り上げ、犯罪である場合、刑事責任を追及する。(一) 規定の標準に従わず食品を生産した場合；(二) 検収に合格していない原料を使用して生産した場合、検査に合格していない食品を販売した場合、検査を経ていないか、または検査に不合格の食品に合格証明を発行した場合；(三) 規定に違反して食品に薬品を加えた場合；(四) 食品生産と販売の法的な許可を持たない供給業者から食品と原料を購入した場合；(五) 従業員の衛生状態と健康状況が規定に合わない場合。

第六十七条 食品生産者・販売者・飲食店経営者が、本条例の規定に違反して下記の行為があった場合、食品安全監督管理部門は期限付きで改正を命じ、期限が過ぎても改正しない場合、違法生産で得た金額の 30%以下の罰金を科し、違法所得を没収する。結果が重大である場合、法に従って許可証を取り上げる。(一) 食品標識が規定に従っていない場合；(二) 販売した包装食品が食品包装の規定を満たしていない場合、ばら売りやテイクアウト食品が必要事項を表示していない場合；(三) 委託生産の食品表示が基準を満たしていない場合；(四) 食品表示と説明書に予防と治療の効能があると明示もしくは暗示してある場合；(五) 非保健食品に保健作用があると明示もしくは暗示してある場合。

第六十八条 食品生産者・販売者・飲食店経営者が、本条例の規定に違反して下記の行為があった場合、食品安全監督管理部門は期限内の改正を命じ、期限を過ぎても改正

しない場合は、2 万元以上 5 万元以下の罰金を科し、違法所得があれば、これを没収する。状況が重大であれば、法に従って許可証を取り上げる。(一) 安全基準を満たさない道具や設備、容器などを用いて食品を保管し、輸送した場合；(二) 食品の貯蔵場所や輸送場所、輸送車両に有害物質を保存し、または有害物質が残留した場合；(三) 食品の貯蔵や輸送中に鮮度保持剤や防腐剤を違法に使用した場合。

第六十九条 食品生産者・販売者・飲食店経営者が、本条例の規定に違反して下記の行為があった場合、食品安全監督管理部門は期限内の改正を命じ、期限を過ぎても改正しない場合は、違法生産で得た所得を没収し、違法生産で得た金額の 3 倍の罰金を科す。状況が重大であれば、法に従って許可証を取り上げる。(一) 規定によらず記録文書を作成し保管した場合；(二) 規定によらず入荷台帳と販売台帳を作成し、食品の品目・規格・販売先などの記録が規定を満たしていない場合；(三) 入荷検査と検収制度が規定を満たさず、食品購入時に供給業者の経営資格を審査していない場合。

第七十条 食品生産者・販売者・飲食店経営者が、本条例の規定に違反して回収義務を怠った場合、食品安全監督管理部門は生産者に食品の回収を命じ、販売者と飲食店経営者には販売停止を命じる。生産者には商品価格の 3 倍の罰金を科し、販売者と飲食店経営者には 5 千元以上 5 万元以下の罰金を科す。重大な結果を引き起こせば、法に従って許可証を取り上げる。

第七十一条 食品生産者・販売者・飲食店経営者が本条例の規定に違反し、食品安全事故を速やかに報告しない場合、あるいは事故の拡大を防ぐための効果的な措置をとらなかった場合、食品安全監督管理部門は改正を命じ、3 万元以上 10 万元以下の罰金を科す。状況が重大であれば、法に従って許可証を取り上げる。

第七十二条 食品安全監督管理部門による閉鎖や没収した物品を隠蔽したり、移転や換金・占有・破壊を行ったりした場合、それに相当する金額以上 3 倍以下の罰金を科し、違法所得がある場合、これを没収する。

第七十三条 食品市場の開設者、またはサービス管理機構が本条例の規定に違反して下記の状況があった場合、食品安全監督管理部門は期限内の改正を命じ、期限を過ぎても改正しない場合は、1 万元以上 5 万元以下の罰金を科す。状況が重大であれば、法に従って許可証を取り上げる。(一) 相応の設備と施設を持たない場合；(二) 規定に従わない検査を行い、その結果を公表した場合；(三) 食品市場内の食品安全制度と入場する販売者の資格検査が規定によらない場合；(四) 検査と督促責任を履行せず、違法行為を発見しても速やかな制止と報告を行わない場合。

第七十四条 食品検査機関が本条例の規定に違反し、虚偽の検査結果を報告した場合、食品安全監督管理部門は改正を命じ、機関には5万元以上10万元以下の罰金を科し、違法所得があれば、これを没収する。直接責任がある主管者とその他の責任者には1万元以上5万元以下の罰金を科す。状況が重大であれば、検査資格を取り上げ、犯罪行為であれば刑事責任を追及する。

第七十五条 食品生産者・販売者・飲食店経営者が法に従って許可証を取り消された場合、その直接の担当者は向こう5年間、食品生産活動に従事することはできない。

第六章 附 則

第七十六条 本条例は2008年1月1日から施行される。